

## 令和2年度第2回愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会

### 懇談事項（議題）一覧

- 1 令和3年度愛知県後期高齢者医療広域連合予算について [資料1](#)
- 2 新しい負担割合の創設について [資料2](#)
- 3 保健事業について [資料3](#)
- 4 令和2年度の医療費について [資料4](#)
- 5 新型コロナウイルス感染症への対応について [資料5](#)
- 6 オンライン資格確認の開始について [資料6](#)

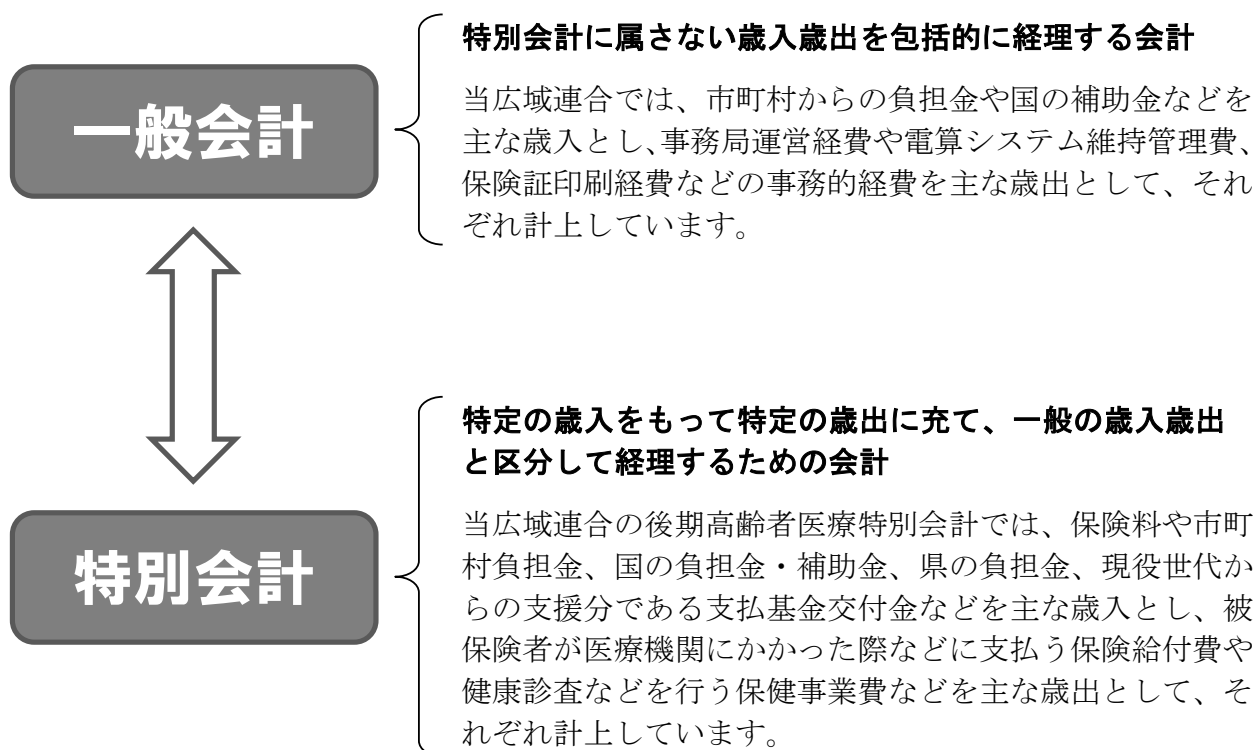
## 令和3年度愛知県後期高齢者医療広域連合予算について

### 1 広域連合予算の概要

地方公共団体の「予算」とは、一会計年度（4月から翌年3月までの1年間）における収入と支出の見積りです。年間の支出の見積りである歳出予算は、年間の収入の見積りである歳入予算に計上された財源の金額の範囲内で編成されており、地方公共団体の事業における様々な支出は、歳出予算の範囲内で行われます。

当広域連合の予算は **一般会計予算** と **後期高齢者医療特別会計予算** の2つから成り、令和3年度の各会計予算は、令和3年2月12日に開催された広域連合議会定例会での議決を経て、成立しました。

#### ○会計の種類



## 2 予算規模

### (1) 一般会計当初予算

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
当初予算額	1,633,105 千円	1,613,616 千円	1,541,517 千円
前年度比	81.31%	98.81%	95.53%

令和3年度当初予算は、15億4,151万7千円であり、今年度当初予算より7,209万9千円の減額（前年度比95.53%）となっております。

その他 0.6 億円 (4.1%)

### ○財源構成

市町村負担金 13.6 億円 (87.9%)	国庫支出金 1.2 億円 (8.0%)
------------------------------	---------------------------

### (2) 後期高齢者医療特別会計当初予算

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
当初予算額	835,865,172 千円	876,135,474 千円	894,781,614 千円	
前年度比	102.72%	104.82%	102.13%	
参 考	平均被保険者数 (見込)	959,842 人	979,319 人	997,204 人
	前年度比	103.25%	102.03%	101.83%
考	一人当たり 医療給付費(見込)	864,321 円	881,254 円	889,780 円
	前年度比	100.31%	101.96%	100.97%

令和3年度当初予算は、8,947億8,161万4千円であり、今年度当初予算より186億4,614万円の増額（前年度比102.13%）となっております。

これは主に、平均被保険者数が令和2年度予算の979,319人から997,204人（前年度比101.83%）に増加したこと及び一人当たり医療給付費が881,254円から889,780円（前年度比100.97%）に増加したことに伴い、歳出予算の大半を占める保険給付費が230億6,296万2千円の増（前年度比102.66%）となったことによるものです。

### ○財源構成

その他 66 億円 (0.7%)

保険料 (※1 ※2) 1,068 億円 (11.9%)	国庫支出金(※1) 2,671 億円 (29.9%)	県支出金 740 億円 (8.3%)	市町村 負担金 687 億円 (7.7%)	後期高齢者交付金 (国保、健保等からの支援金) 3,713 億円 (41.5%)
---------------------------------------	----------------------------------	--------------------------	--------------------------------	---

※1 保険料軽減特例の廃止(7.75割軽減→7割軽減)による影響(保険料+6.5億円、国庫支出金△6.5億円)を含む

※2 保険料のうち、158億円は低所得者等に対する軽減分として県及び市町村が負担

### 3 一般会計における主な事業

#### (1) 被保険者証等の作成業務委託事業

令和3年度【97,243千円】 / 令和2年度【90,224千円】

被保険者に対して、被保険者証等の一斉更新を行ったり、75歳になる被保険者に対して、誕生日の前月に被保険者証を作成しております。併せて申請により限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証を発行しております。

#### ○主な項目

項目	内容
被保険者証等の作成 (年次更新)	被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証の有効期限到来に伴う一斉更新（年次更新）を行うもの。
被保険者証等の作成 (月次年齢到達)	75歳になる被保険者に対して被保険者証を新規交付するため、被保険者証等の印刷を行うもの。
市町村への部材作成	窓口となる市町村での発行用に、被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証などの部材の作成を行う。

#### (2) コールセンター運營業務委託事業

令和3年度【7,300千円】 / 令和2年度【12,000千円】

保険料の軽減特例の制度変更に伴う問い合わせ、保険料額に関する問い合わせ、年次更新による被保険者証の一斉更新に関する問い合わせに対応するため、市町村が行う保険料額決定通知の発送及び被保険者証の一斉更新の時期（7月～8月）にコールセンターを設置しております。

#### (3) 歯科健康診査補助事業

令和3年度【16,389千円】 / 令和2年度【16,130千円】

被保険者の口腔機能低下の予防を図り、肺炎等の疾病予防につなげることを目的として、市町村が行う歯科健康診査事業に対し、補助金を交付しています。

#### ○令和3年度補助予定市町村（下線は新規実施）

名古屋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、西尾市、蒲郡市、江南市、小牧市、新城市、大府市、知立市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、武豊町、幸田町、東栄町

（全38市町村 / 令和2年度は36市町村）

#### (4) 協定保養所利用助成事業

令和3年度【12,410千円】 / 令和2年度【12,000千円】

被保険者の健康の保持・増進を目的に平成21年6月1日から開始した事業。被保険者が協定保養所に宿泊すると、1泊あたり利用料金から1,000円を差し引いた額で利用できるものです。

令和3年度から、「おんたけ休暇村」を新たに追加し、「シーサイド伊良湖」については閉館のため廃止となりますので、令和2年度と同様6施設となります。

#### ○協定保養所

名 称	所 在 地
おんたけ休暇村	長野県木曾郡王滝村 3159-25
サンヒルズ三河湾	愛知県蒲郡市三谷町南山 1-76
すいとぴあ江南	愛知県江南市草井町西 200
豊田市百年草	愛知県豊田市足助町東貝戸 10
温泉ホーム 松ヶ島	三重県桑名市長島町松ヶ島 700-12
あいち健康の森プラザホテル	愛知県知多郡東浦町大字森岡字源吾山 1-1

#### 4 特別会計における主な事業

##### (1) 保険給付

令和3年度【888,052,814千円】 / 令和2年度【865,069,101千円】

後期高齢者医療の給付として、病気・けがをしたときの療養の給付のほか、訪問看護療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、葬祭費、傷病手当金などがあります。

##### ○主な項目

(単位：千円)

項目	内容	予算額
療養給付費	保険医療機関等に保険者負担分として支払うもの。	828,734,023
訪問看護療養費	居宅で療養している被保険者が、主治医の指示に基づいて訪問看護ステーションからの訪問看護を利用した場合に利用料として保険者負担分を訪問看護ステーションへ支払うもの。	16,040,728
高額療養費	同一月内に支払った医療費の自己負担額を合算して、自己負担額（負担区分ごとに設定）を超えた場合に支給するもの。また、自己負担限度額を超える部分を、予め保険医療機関等へ支払うもの。	39,158,478
高額介護合算療養費	後期高齢者医療と介護保険の給付を受け、一年間に支払った自己負担額を合算して自己負担限度額（負担区分ごとに設定）を超えた場合に支給するもの。	1,303,060
葬祭費	被保険者が死亡した場合において、その方の葬祭を行った方に対して支給するもの。	2,812,200
傷病手当金	新型コロナウイルス感染症に感染したことによる療養のため、事業主から給与等の全部または一部を受けられなくなった被保険者に支給するもの。	4,224

##### (2) 健康診査事業

令和3年度【3,657,983千円】 / 令和2年度【3,582,456千円】

被保険者の疾病予防、重症化予防及び心身機能の低下の防止のため、健康診査を全54市町村に委託して実施しています。

健康診査の項目としては、受診者全員に実施する必須項目に加えて、一定の基準の下で医師が必要と認めた場合に実施する詳細項目があります。

### ○健康診査の項目

必須項目	検査内容
問診	服薬歴・既往歴、生活習慣・理学的検査など
計測	身長・体重・BMI
血圧測定	
脂質検査	中性脂肪・HDL-コレステロールなど
肝機能検査	GOT・GPT・ $\gamma$ -GTP
代謝系検査	空腹時血糖・ヘモグロビンA1c
尿・腎機能	尿糖・尿たん白

詳細項目	実施基準
貧血検査	貧血の既往歴又は疑いがある方
心電図検査	血圧が基準値以上である又は不整脈の疑いがある方
眼底検査	血圧又は血糖値などが基準値以上の方
血清クレアチニン検査	血圧又は血糖値などが基準値以上の方

### (3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

令和3年度【592,600千円】 / 令和2年度【106,800千円】

この事業は、委託先の市町村において、医療・介護データを分析して地域の健康課題を把握するとともに、具体的な健康課題を抱える高齢者や閉じこもりがちな高齢者、健康状態不明な高齢者を特定し、必要に応じ支援を行いながら医療・介護サービスにつなげたり、地域の医療関係団体等と連携を図りながら、医療専門職が通いの場等にも積極的に関与し、フレイル（虚弱）予防にも着眼した高齢者への支援を行うものです。

令和2年度は8市村において取り組んでいただいておりますが、令和3年度は21市町村において実施予定としております。広域連合では、早期に多くの市町村で実施できるよう支援を行います。

#### ○令和3年度実施予定市町村（下線は新規実施）

豊橋市、瀬戸市、豊川市、津島市、蒲郡市、犬山市、小牧市、東海市、大府市、知立市、尾張旭市、豊明市、日進市、田原市、みよし市、あま市、東郷町、大口町、阿久比町、東栄町、豊根村

（全21市町村／令和2年度は8市村）

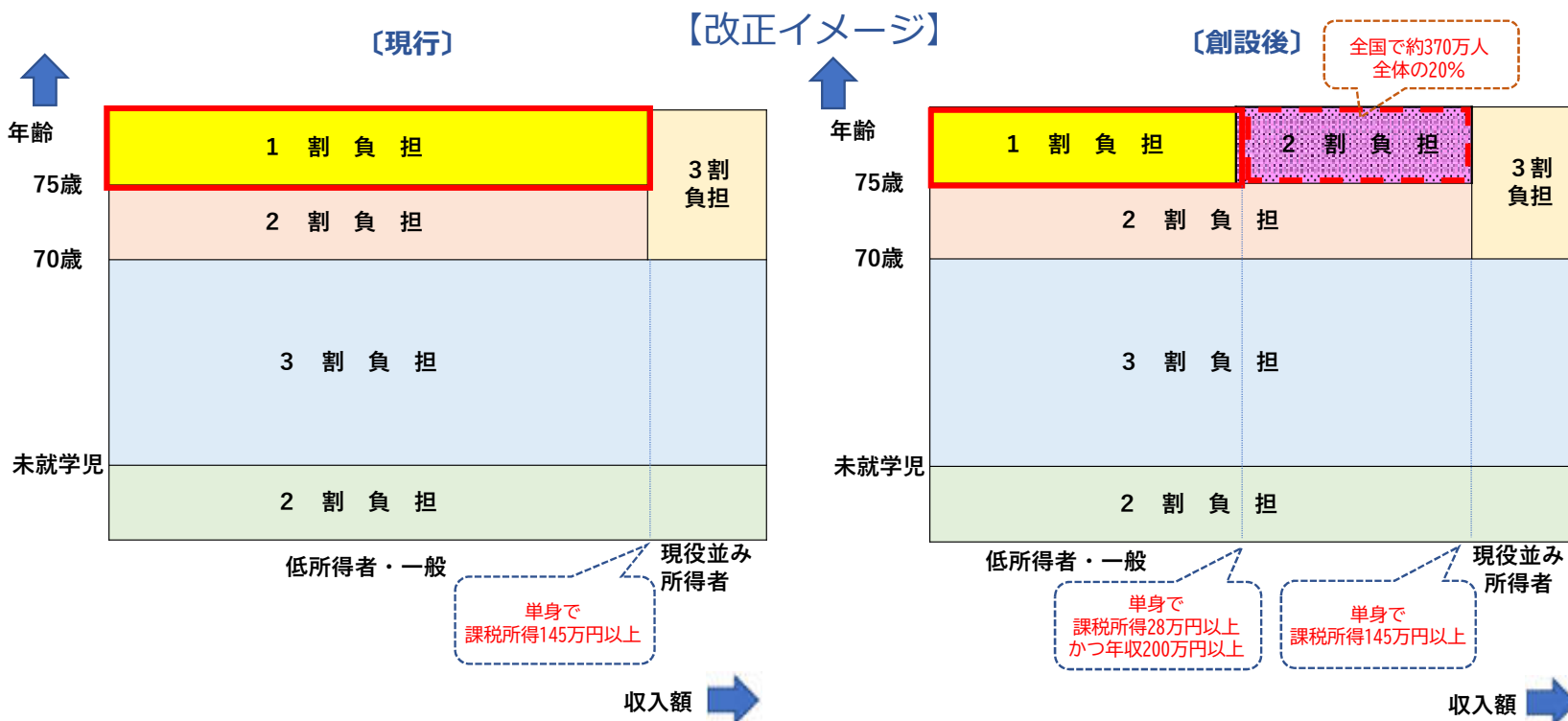
# 新しい負担割合の創設について

資料 2

- 75歳以上の高齢者の窓口負担割合「2割」創設について、令和2年12月15日に閣議決定し、**現在国会にて審議中**。
- 後期高齢者(現役並み所得者は除く)であっても「**課税所得が28万円以上**※1」かつ「**年金収入その他の合計所得額200万円以上**(単身世帯の場合)※2」の方に限りその医療費の窓口負担割合を「2割」とし、それ以外の方は、今までと同様の「1割」
- 今回の改革の施行時期については、施行に要する準備期間等も考慮し、令和4年度(2022年度)後半までの間、政令で定める(令和4年10月から令和5年3月までの各月の初日を想定)

※1 課税所得とは、収入から各種控除を引き、被保険者が複数いる場合は最も高い方の額で判定

※2 複数世帯の場合は、被保険者の年金収入その他の合計所得額の合算額が320万円以上  
年金は収入額、事業収入や給与収入は経費や給与所得控除を差し引いた所得額を用いて合計額で判定





新しい負担割合の創設・年金収入によるモデルケース

昨年12月15日に閣議決定し、現在国会で審議中

資料2

事例	世帯状況	其々の課税所得・年金収入の状況	現在の負担割合		2割創設後の負担割合		
					判定	判定理由	
1	単身世帯①	課税所得	300,000円	1割	⇒	2割	被保険者の課税所得が28万円以上 かつ 被保険者の年金収入額が200万円以上
		年金収入	2,000,000円				
2	単身世帯②	課税所得	0円	1割	⇒	1割	被保険者の課税所得が28万円未満
		年金収入	780,000円				
3	夫婦2人世帯	夫 課税所得	800,000円	1割	⇒	2割	世帯の上位課税所得が28万円以上 かつ 世帯の合計年金収入額が320万円以上  ※妻は課税所得・年金収入額が共に2割判定を超えていないが、世帯の合計収入額が2割判定に該当する場合には妻も2割となる。
		夫 年金収入	3,000,000円				
		妻 課税所得	0円				
		妻 年金収入	200,000円				
	世帯の合計年金収入額	世帯年金収入	3,200,000円				
4	夫婦2人世帯	夫 課税所得	0円	1割	⇒	1割	世帯の上位課税所得が28万円未満  ※世帯の合計年金収入額が320万円となるが、世帯の上位課税所得が28万円未満となるため、1割判定となる。
		夫 年金収入	1,700,000円				
		妻 課税所得	0円				
		妻 年金収入	1,500,000円				
	世帯の合計年金収入額	世帯年金収入	3,200,000円				
5	夫婦2人世帯	夫 課税所得	1,450,000円	3割	⇒	3割	世帯の上位課税所得が145万円以上  ※妻は課税所得・年金収入額が共に3割判定を超えていないが、世帯の合計収入額が3割判定に該当する場合には妻も3割となる。
		夫 年金収入	4,000,000円				
		妻 課税所得	0円				
		妻 年金収入	1,200,000円				
	世帯の合計年金収入額	世帯年金収入	5,200,000円				

## 保健事業について

### 1 保健事業の実施状況等について

当広域連合では、急激な高齢化が進行する中、被保険者ができる限り長く自立した日常生活を送ることができるよう、個々の被保険者や地域の特性を踏まえた効果的かつ効率的な保健事業を実施することを目的とし、平成30年4月に第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定し、市町村との連携・協力のもと各種保健事業に取り組んでいます（令和2年度の事業実施状況等は別紙のとおりです。）。

なお、令和3年度以降も保健事業については引き続き取り組んでいきますが、国の事業補助基準、過去の実施効果、目標の達成度等も踏まえて必要に応じ、次年度以降の保健事業について計画の見直し等を行ってまいります。

### 2 第2期保健事業実施計画の中間評価について

データヘルス計画は、毎年度の事業の実施状況や目標達成状況とともに、実施効果について短期的な評価を行い、中間期と最終年度である令和5年度に中長期的な評価を行うこととなっております。

中間期に該当する今年度は、中間評価を行うため、愛知県国民健康保険団体連合会の保健事業支援・評価委員会の支援を受けながら評価の作業を行っています。今後、評価結果がまとまり次第、順次報告等を行う予定です。

### 3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等について

令和2年4月から実施されている「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」については、今年度8市村で取り組んでいただいております。現在は、今年度の取組結果のとりまとめに係る調整と、来年度に取組予定の市町村との実施に向けた調整を行っております。

広域連合では市町村における取組開始に向けた相談や、交付基準に合わせた事業内容の調整、情報収集・提供等により、引き続き市町村を支援してまいります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取組をはじめとした高齢者の保健事業に取り組むことが難しい状況が続いておりますが、地域における感染の状況や感染拡大防止策の対応状況等を踏まえ、市町村との連携のもと一体的な実施の取組の維持・開始に努めてまいります。

## 愛知県後期高齢者医療広域連合 保健事業実施状況等一覧

## 1 データヘルス計画の「重点事業」

実施事業	事業概要	実施者	令和元年度実績	令和2年度実績(見込)	令和3年度以降の対応
健康診査事業	生活習慣病の発病と重症化を予防するため、健康診査を実施。	市町村	受診率：35.75%	受診率：28.41%	引き続き実施予定。 さらなる受診率の向上を目指します。
歯科健康診査事業	口腔機能の低下を防ぐことで疾病を予防するため、歯科健康診査を実施。	市町村	県内の33の市町村で実施	県内の29の市町村で実施	引き続き実施予定。 県内の実施市町村数及び受診者数の増加を目指します。
重症化予防事業	糖尿病や高血圧等の生活習慣病の重症化を防ぐため、リスクのある被保険者に対し相談・指導等を実施。	市町村	蒲郡市、東浦町 ・生活習慣病等の重症化予防	名古屋市、蒲郡市、東海市、東浦町 ・生活習慣病等の重症化予防	引き続き実施予定。 実施市町村数の増加を目指します。
低栄養防止事業	低栄養や筋力低下等により感染症を発症する等の後期高齢者の特性に注目し、心身機能低下を予防するため、リスクのある被保険者に対し相談・指導等を実施。	市町村	大府市 ・訪問栄養指導 ・訪問口腔保健指導 ・認知症・フレイル予防健診 豊橋市 ・要介護者訪問歯科健診	大府市 ・訪問栄養指導 ・訪問口腔保健指導 ・認知症・フレイル予防健診	引き続き実施予定。 実施市町村数の増加を目指します。
後発医薬品の使用促進差額通知事業	後発医薬品の使用促進を図るため、服用薬を後発医薬品に変更した場合に費用がどのくらい軽減できるか等を通知。	広域連合	6月：147,439通 10月：139,021通 2月：132,329通 医療費削減効果： 約3億9,700万円 普及率：約73.6%	6月：128,568通 10月：194,152通 2月：136,052通 医療費削減効果： 集計中 普及率：約76.0%	引き続き実施予定。 普及率の増加を目指します。
重複・頻回受診者訪問指導事業	被保険者の適切な受診を促し医療費の適正化を図るため、保健師又は看護師が訪問し、日常生活、受診、服薬の指導を実施。	広域連合	延べ648人に対し指導 医療費削減効果： 約1,250万円	延べ750人に対し指導 医療費削減効果： 集計中	引き続き実施予定。 訪問指導人数と効果額の増加を目指します。

## 2 その他の事業

実施事業	事業概要	実施者	令和元年度実績	令和2年度実績(見込)	令和3年度以降の予定
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	医療・介護データを分析して地域の健康課題を把握し、データ分析の結果から、健康課題を抱える高齢者に対して、疾病予防、重症化予防や医療・介護サービスへの接続を実施。 また、医療専門職が通いの場等に積極的に関与し、フレイル予防にも着眼した高齢者への支援を実施。	市町村	蒲郡市において 先行的取組を実施	県内8市村（津島市、蒲 郡市、犬山市、小牧市、 日進市、豊明市、田原 市、豊根村）で実施	引き続き実施予定。 実施市町村数の増加を目指 します。
医療費通知事業	被保険者の健康に対する意識の高揚と、後期高齢者医療制度への理解及び医療保険事業の健全な運営を図るため、被保険者に対して受診年月、医療機関名、医療費の総額等の医療情報を年3回（6月・10月・2月）通知。	広域 連合	6月：850,659通 10月：901,876通 2月：916,365通	6月：880,844通 10月：918,421通 2月：928,791通	引き続き実施予定。
柔道整復、鍼灸・あん摩 マッサージ適正化啓発事業	頻回受診傾向のある被保険者に対し、リーフレット送付し受診に関する正しい知識を啓発。	広域 連合	7,250通	6,988通	引き続き実施予定。
後発医薬品の使用促進 希望シール（カード） 配布事業	被保険者証に希望シール（令和元年6月送付分まではカード）を同封して配付。	広域 連合	カード：17,668枚 シール：1,030,316枚	シール：1,054,109枚	引き続き希望シールを配布予定
協定保養所利用助成事業	被保険者の健康の保持増進のため協定保養所6か所において、1泊当たり1,000円を助成。	広域 連合	延べ10,140人 が利用	令和3年1月末現在で 延べ3,280人が利用	閉館したシーサイド伊良湖を 協定保養所から除外する予定。 おんたけ休暇村を新たに協定 保養所とする予定。
人間ドック助成事業	各市町村の人間ドック事業について、自己負担分を除く費用を助成。	市町村	県内の21の 市町村で実施	県内の15の 市町村で実施	国補助の廃止に合わせ、広域 連合から市町村への費用助成を 廃止する予定。

※対面対応を伴う事業については、新型コロナウイルス感染症の感染状況や感染拡大防止策の対応状況等を踏まえつつ、実施方法や実施時期等を判断し、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施する。

令和2年度高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 取組内容

区分	津島市	蒲郡市	犬山市	小牧市	豊明市	日進市	田原市	豊根村	
被保険者数	9,701	12,942	11,429	19,044	9,455	9,776	9,019	333	
実施体制	主担当課	医療部門	衛生部門	医療部門	衛生部門	医療部門	医療部門	衛生部門	医療部門
	関係課	衛生部門 介護部門	医療部門 介護部門	衛生部門 介護部門	医療部門 介護部門	介護部門	衛生部門 介護部門	医療部門 介護部門	衛生部門 介護部門
	専従専門職所属課	医療部門	衛生部門	衛生部門	衛生部門	医療部門	医療部門	衛生部門	衛生部門
ハイリスクアプローチ	事業内容	・重症化予防(腎症)	・低栄養 ・服薬 ・重症化予防(腎症) ・健康状態不明者 ・その他	・健康状態不明者	・健康状態不明者	・重症化予防(腎症) ・重症化予防(その他)	・低栄養 ・重症化予防(腎症)	・健康状態不明者	・健康状態不明者 ・その他
	基準に該当した者	100	2,576	322	402	88	868	327	350
	選定後の実施予定者	22	407	322	294	88	42	75	144
ポピュレーションアプローチ	健康教育 健康相談	・運動 ・栄養 ・口腔 ・新型コロナウイルス感染症予防	・栄養 ・口腔	・運動 ・栄養 ・フレイル予防	・運動 ・栄養 ・口腔	・口腔	・フレイル予防	・栄養 ・口腔 ・骨折予防	・運動 ・栄養 ・口腔
	健康状態把握	・質問票 ・健康カード	・質問票 ・レセプト ・体力測定	・質問票 ・基本 チェックリスト	・質問票 ・レセプト	・質問票 ・アンケート ・口腔機能 ・体組成	・質問票 ・健診結果	・質問票 ・レセプト ・体力測定	・質問票 ・心身機能 評価 ・健診結果
	その他 (新型コロナウイルス感染症対応等)	・チラシ ・電話 ・広報誌 ・ケーブルTV 等	・チラシ ・電話 ・広報誌 ・HP動画 ・ケーブルTV 等	・電話 ・DVD ・ポスター 等	・広報誌 ・HP動画 ・ケーブルTV ・ウォーキングアプリ 等	・HP動画 ・電話訪問 ・記録ノート ・広報車巡回 等	・チラシ ・通知 等	・アンケート ・通知 ・電話 等	・チラシ ・広報誌 ・同報無線 等
	日常生活 圏域数	2	3	5	6	3	3	4	1
	事業実施 圏域数	2	3	5	6	3	3	1	1
通いの場等の 全数	26	121	48	78	188	72	24	21	
関与する 通いの場数	2	3	25	78	2	72	9	16	

※ハイリスクアプローチ：高齢者の低栄養防止、生活習慣病等の重症化予防、適正受診等のため、医療専門職が行う訪問相談、訪問指導等の高齢者に対する個別的な支援。

※ポピュレーションアプローチ：介護予防の通いの場や高齢者の生活拠点において、医療専門職が積極的に関与して行う健康教育、健康相談等。

## 資料 4

### 令和 2 年度の医療費について

令和 2 年度の当広域連合の被保険者に係る医療費については、3 月から 11 月の診療分で、請求件数は 2,165 万 2,777 件、費用額は 6,743 億 3,830 万 8,674 円であり、令和元年度の同時期に比べ、81 万 7,467 件、107 億 5,381 万 4,122 円減少しました。

特に、新型コロナウイルス感染症拡大（第一波）により、国の緊急事態宣言が発出された 4 月、5 月は落ち込みが顕著であり、被保険者の受診控えがその大きな要因と考えられます。

また、レセプト等の請求の種類別にみると、医科の入院外や歯科の低下が大きく、令和 2 年 5 月の一人当たり医療費では、医科入院外で 10% 以上、歯科では 18% 以上低下しています。

令和2年度愛知県後期高齢者医療費・医療給付費の動向(被保険者数・件数・医療費・医療給付費[過誤調整含まず])

資料4

1 各月の実績

診療/請求	令和2年度(実績)										令和元年度(実績)			
	被保険者数 (診療月末) (人)	件数(件)			医療費(円)			医療給付費(円)			被保険者数 (人)	件数(件)	医療費(円)	医療給付費(円)
		件数	前年同月比較		金額	前年同月比較		金額	前年同月比較					
			増減数	増減割合		増減額	増減割合		増減額	増減割合				
3月/4月	973,694	2,432,434	△ 51,593	△ 2.08%	77,322,021,121	1,526,017,785	2.01%	70,836,147,266	1,595,481,373	2.30%	946,768	2,484,027	75,796,003,336	69,240,665,893
4月/5月	975,317	2,318,830	△ 196,013	△ 7.79%	72,720,327,505	△ 3,685,879,434	△ 4.82%	66,614,750,610	△ 3,175,270,564	△ 4.55%	949,961	2,514,843	76,406,206,939	69,790,021,174
5月/6月	976,248	2,236,096	△ 234,782	△ 9.50%	69,418,183,850	△ 6,491,068,417	△ 8.55%	64,197,119,972	△ 5,581,185,520	△ 8.00%	951,613	2,470,878	75,909,252,267	69,778,305,492
6月/7月	976,933	2,433,253	△ 34,113	△ 1.38%	74,816,172,757	805,039,896	1.09%	68,767,074,174	908,963,650	1.34%	953,664	2,467,366	74,011,132,861	67,858,110,524
7月/8月	978,483	2,459,314	△ 89,828	△ 3.52%	77,209,755,943	△ 1,214,312,892	△ 1.55%	70,779,291,768	△ 999,152,713	△ 1.39%	955,806	2,549,142	78,424,068,835	71,778,444,481
8月/9月	980,257	2,359,889	△ 80,962	△ 3.32%	73,326,360,432	△ 2,208,267,120	△ 2.92%	67,200,099,570	△ 1,988,635,223	△ 2.87%	958,545	2,440,851	75,534,627,552	69,188,734,793
9月/10月	981,218	2,438,478	△ 41,098	△ 1.66%	75,207,608,674	931,755,741	1.25%	68,919,963,897	992,327,891	1.46%	961,373	2,479,576	74,275,852,933	67,927,636,006
10月/11月	981,680	2,548,809	17,297	0.68%	79,416,023,485	1,366,342,217	1.75%	72,797,150,796	1,332,531,077	1.86%	963,760	2,531,512	78,049,681,268	71,464,619,719
11月/12月	981,639	2,425,674	△ 106,375	△ 4.20%	74,901,854,907	△ 1,783,441,898	△ 2.33%	69,036,165,931	△ 1,511,996,718	△ 2.14%	965,685	2,532,049	76,685,296,805	70,548,162,849
12月/1月											967,041	2,561,214	78,565,894,815	71,868,715,160
1月/2月											970,046	2,470,338	77,831,099,146	71,282,079,992
2月/3月											972,354	2,408,367	73,520,406,353	67,267,491,049
合計	8,805,469	21,652,777	△ 817,467	△ 3.64%	674,338,308,674	△ 10,753,814,122	△ 1.57%	619,147,763,984	△ 8,426,936,747	△ 1.34%	11,516,616	29,910,163	915,009,523,110	837,992,986,932

2 期間中(3月から11月診療)実績値の集計(一人当たり指標)

診療/請求	令和2年度(実績)								令和元年度(実績)					
	各月被保険者数の平均 (人)	期間中一人当たり件数(件)			期間中一人当たり医療費(円)			期間中一人当たり医療給付費(円)			期間中平均被保険者数 (人)	期間中一人当たり		
		件数	前年度比較		金額	前年度比較		金額	前年度比較			件数(件)	医療費(円)	医療給付費(円)
			増減数	増減割合		増減額	増減割合		増減額	増減割合				
3月~11月診療 /4月~12月請求	978,385	22.13	△ 1.36	△ 5.81%	689,236	△ 27,123	△ 3.79%	632,826	△ 23,391	△ 3.56%	956,353	23.50	716,359	656,217



令和2年度医療費 対前年同月比

		3月診療	4月診療	5月診療	6月診療	7月診療	8月診療	9月診療	10月診療	11月診療	3～11月 診療合計	
医療費 (円)	合計	2.01%	△4.82%	△8.55%	1.09%	△1.55%	△2.92%	1.25%	1.75%	△2.33%	△1.57%	
	療養給付費	入院	2.64%	△4.34%	△8.81%	△0.08%	0.57%	△1.16%	2.13%	3.12%	0.24%	△0.63%
		入院外	△0.26%	△7.16%	△8.61%	2.46%	△3.24%	△4.35%	0.94%	0.50%	△4.57%	△2.71%
		歯科	△4.86%	△14.07%	△16.88%	3.66%	△2.86%	0.90%	2.81%	6.97%	△2.04%	△2.96%
		調剤	5.91%	△0.20%	△5.78%	2.51%	△3.10%	△6.86%	△0.47%	△0.79%	△6.12%	△1.68%
		食事・生活療養	△0.13%	△3.25%	△7.64%	△4.13%	△2.14%	△2.97%	△2.12%	△1.76%	△2.50%	△2.96%
		訪問看護	21.35%	17.33%	12.21%	17.96%	15.40%	22.53%	19.40%	26.11%	19.36%	19.07%
	療養費等	柔道整復等	4.55%	△10.26%	△24.91%	△29.46%	△20.42%	△15.73%	△18.44%	△18.96%	△10.32%	△16.27%
		現金償還分	△7.89%	△0.31%	△18.33%	△8.77%	3.92%	△6.66%	△5.42%	△1.17%	△2.60%	△5.46%
	被保険者数(人)		2.84%	2.67%	2.59%	2.44%	2.37%	2.27%	2.06%	1.86%	1.65%	2.30%
1人当り医療費 (円)	合計	△0.81%	△7.30%	△10.86%	△1.32%	△3.83%	△5.07%	△0.79%	△0.11%	△3.91%	△3.79%	
	療養給付費	入院	△0.19%	△6.82%	△11.12%	△2.46%	△1.76%	△3.34%	0.06%	1.23%	△1.39%	△2.87%
		入院外	△3.02%	△9.57%	△10.92%	0.02%	△5.48%	△6.47%	△1.10%	△1.34%	△6.12%	△4.90%
		歯科	△7.49%	△16.31%	△18.97%	1.19%	△5.11%	△1.33%	0.73%	5.01%	△3.63%	△5.14%
		調剤	2.98%	△2.79%	△8.16%	0.07%	△5.34%	△8.92%	△2.48%	△2.60%	△7.64%	△3.90%
		食事・生活療養	△2.89%	△5.77%	△9.97%	△6.42%	△4.41%	△5.11%	△4.10%	△3.55%	△4.09%	△5.15%
		訪問看護	17.99%	14.28%	9.38%	15.15%	12.72%	19.82%	16.99%	23.81%	17.42%	16.39%
	療養費等	柔道整復等	1.66%	△12.59%	△26.80%	△31.14%	△22.27%	△17.60%	△20.09%	△20.44%	△11.78%	△18.15%
		現金償還分	△10.44%	△2.90%	△20.39%	△10.95%	1.51%	△8.73%	△7.33%	△2.98%	△4.18%	△7.59%

## 新型コロナウイルス感染症への対応について

資料5

### 1. 保険料減免(新型コロナウイルス感染症による)について

令和3年2月2日時点

単位:申請人数:人  
申請件数:件  
決定件数:件  
決定金額:円

		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
申請人数		—	—	—	85	435	248	150	90	75	64	1,147
令和元年度	申請件数	—	—	—	81	389	222	124	70	66	48	1,000
	決定件数	—	—	—	81	386	221	121	70	66	47	992
	決定金額	—	—	—	1,738,200	7,051,600	4,193,100	2,112,700	1,499,600	1,002,600	903,000	18,500,800
令和2年度	申請件数	—	—	—	84	432	246	148	88	74	61	1,133
	決定件数	—	—	—	84	429	244	145	88	74	60	1,124
	決定金額	—	—	—	8,135,700	41,354,900	24,349,300	13,392,700	8,887,300	6,220,400	6,222,300	108,562,600
合計	決定人数	—	—	—	85	432	246	147	90	75	63	1,138
	決定件数	—	—	—	165	815	465	266	158	140	107	2,116
	決定金額	—	—	—	9,873,900	48,406,500	28,542,400	15,505,400	10,386,900	7,223,000	7,125,300	127,063,400

### 2. 保険料の徴収猶予(新型コロナウイルス感染症による)について

令和3年2月2日時点

単位:件数:件  
金額:円

		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
徴収猶予	件数	0	0	2	0	0	0	0	1	1	0	4
	金額	0	0	198,700	0	0	0	0	199,400	1,121,200	0	1,519,300

### 3. 傷病手当金(新型コロナウイルス感染症による)について

令和3年2月末日時点

単位:人数:人  
件数:件  
金額:円

		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
傷病手当金	人数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	3
	件数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5	6
	金額	0	0	0	0	0	0	0	3,741	0	160,320	164,061

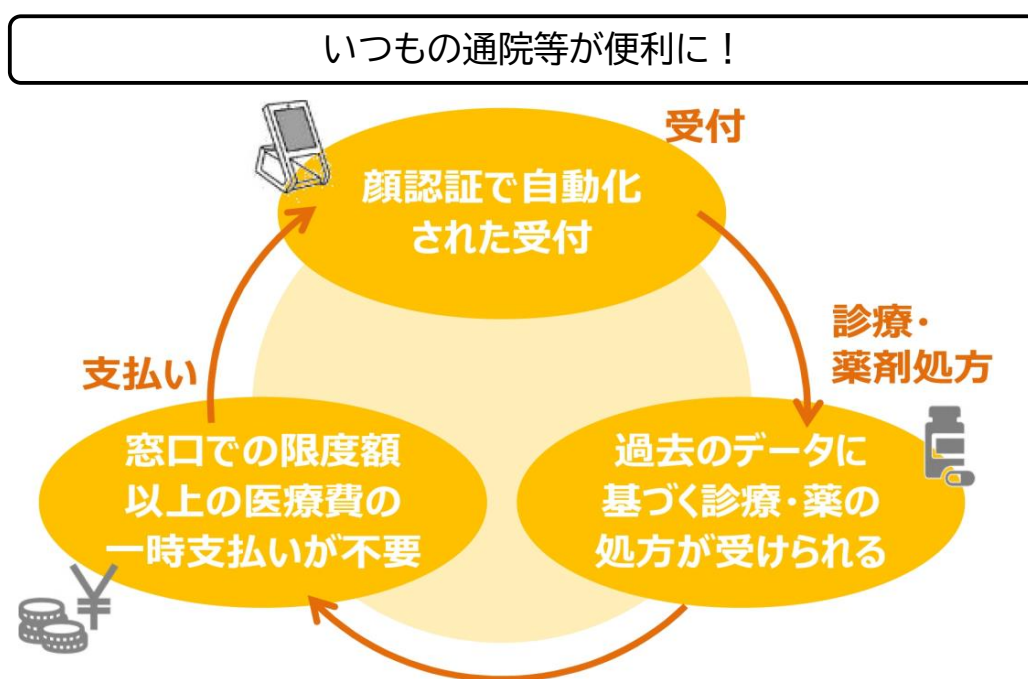
コロナ禍におきましても、持病の治療を継続することは重要であり、過度な受診控えは健康上のリスクを高めてしまう可能性があります。そこで、広域連合におきましては、コロナ禍でも医療機関で必要な受診を行っていただくため、ホームページに「コロナ禍でも必要な受診を」という項目を掲げ、厚生労働省の「上手な医療のかかり方.jp」のページにリンクさせることにより、健康診査の必要性やかかりつけ医への相談等の重要性など、新型コロナウイルス対策を踏まえた適切な受診に関する情報提供を行っております。

## オンライン資格確認の開始（マイナンバーカードの保険証としての利用）について

### 1. マイナンバーカードの健康保険証利用が始まります

令和3年3月から医療機関・薬局などで、順次マイナンバーカードの健康保険証利用が可能になります（あらかじめマイナポータルで保険証利用の申込をすることが必要です。）。しかし、**まだ全医療機関で対応していません**ので、マイナンバーカードをお持ちの方も受診の際は必ず保険証を持っていくようにお願いします（顔認証付きカードリーダー申込数 34.3%【内訳：病院 44.7%、医科診療所 25.8%、歯科診療所 28.6%、薬局 52.3%。】「厚生労働省ホームページ（2021年2月28日時点より）」）。

### 2. マイナンバーカードの健康保険証利用のメリット



厚生労働省ホームページ：「2021年3月からマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります！」より

### 3. 当広域連合のマイナンバーカード取得勧奨対応について

マイナンバーカード取得に関する申請書を送付するよう厚生労働省から依頼がありましたが、当広域連合では、今年度は、依頼された申請書の送付は行わないこととしました。

また、令和3年度以降のマイナンバーカードの取得勧奨については、今後の状況等を踏まえた上で、令和3年度に改めて検討することとしました。